

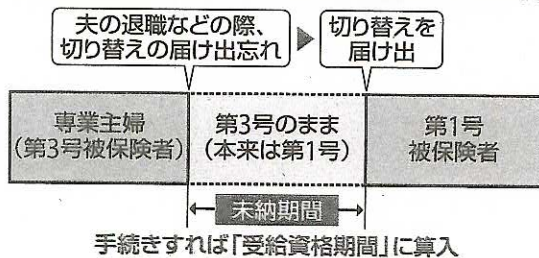
# 専業主婦に年金救済策

## 保険料未納期間を加入扱いに

会社員の夫が退職した際に手続きを忘れるなどし、年金保険料の未納期間が生じていた専業主婦の救済策が、7月から動き出した。法改正を受けたもので、無年金の人が年金をもらえるようになったり年金額が増えたりする場合がある。

会社員の夫に扶養されている妻は、年金制度で「第3号被保険者」と呼ばれ、保険料を納める必要はない。ただし、夫が退職したり、脱サラして自営業を始めたりした場合、妻は「第1号被保険者」に立場が変わるため、第1号への切り替え届を提出し、国民年金保険料

### ◆法改正により救済される専業主婦の年金の例



を納める必要が出てくる(妻が会社員で、夫が扶養されている場合も同じ)。ところが、こうした届け出を行わず、第3号のまま

にしている人が、厚生労働省の推計で、現役世代だけで42万人以上いるとされる。後に切り替え忘れに気づいて届け出ても、年金保険料の追納はその2年前までの分しかできないため、それ以上の期間を切り替え忘れている人は、未納期間が発生してしまう。この結果、原則25年以上の加入という受給資格を満たせず、無年金となる場合がある。

この問題を受けて国民年金法が改正され、7月から施行された。切り替え忘れで未納となっていた期間は、「特定期間該当届」を年金事務所に提出するという手続きを取ることで、受給資格期間に算入できるようになった。

また、保険料を最長10年

# くらし 家庭

分遡って追納できるようにした。この追納が始まるのは、2015年4月から。ただし昨秋、「国民年金保険料の後納制度」で、直近10年分(現時点では03年7月以降)の未納分を払うことができるようになったので、重複している期間については、現時点でも納付できる。

**社会保険労務士の東海林正昭**さんは「従来は未納とされていた期間が年金加入扱いとなることで、無年金者の中から年金受給資格を得る人が出てくるはず。また、追納ができれば、その分、年金額も増える」とメリットを説明する。

問い合わせは、日本年金機構の国民年金保険料専用ダイヤル(0570・011・050)へ。